

防火対象物定期点検報告

消防法第8条の2の2

防火対象物の管理について権原を有する建物のオーナー様は、防火対象物点検資格者に防火管理上、必要な業務等について点検させ、その結果を消防長または消防署長に毎年1回報告することが義務付けられています。

点検が義務となる防火対象物

防火対象物点検資格者による点検

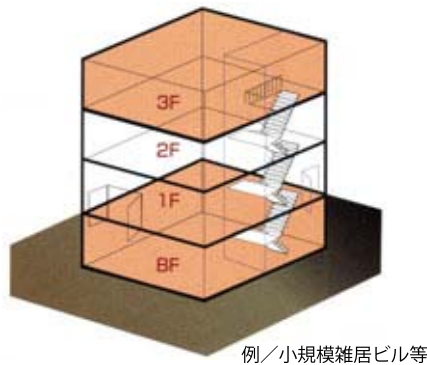
点検報告の流れ

特例認定について

点検が義務となる防火対象物

収容人数が30人以上の建物で次の要件に該当するもの。

1. 特定用途部分が地階または3階以上に存するもの（避難所は除きます）。
2. 階段が1つの建物。
3. 特定防火対象物で収容人数が300人以上の建物。
4. 百貨店・遊技場・映画館・病院・老人福祉施設等。



点検報告の流れ

- ①点検のご依頼・・・建物のオーナー様から防火対象物点検資格者に点検をご依頼いただきます。
- ②点検の実施、報告書作成・・・防火対象物点検資格者は防火管理上、必要な業務等が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を報告書にまとめます。
- ③報告書の提出・・・建物のオーナー様は、報告書を所轄消防長または消防署長に提出します。
- ④点検済証の表示・・・消防法令に適合している場合は点検済証を1年間表示できます。



点検報告しなかった者には30万円以下の罰金または拘留が、法人に対しては30万円以下の罰金が科せられることがあります。



防火基準点検済証

防火対象物点検資格者による点検

防火対象物点検資格者は、消防法令に定められている以下の項目などの点検を行います。

主な点検項目

- 建物のオーナーが防火管理者を選任しているか。
- 消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付いているか。
- 消防法令基準による消防用設備等が設置されているか。
- 防火戸の閉鎖に障害となる物を置いていないか。
- 避難階段に避難の障害となる物を置いていないか。



特例認定について

防火対象物定期点検報告義務のある建物のオーナー等の申請により、消防長または消防署長が検査し、特例要件に適合すると認められた建物は3年以内に限り点検および報告義務が免除され、また利用者に当該建物が消防法令に適合している旨の情報を提供するため、防火優良認定証を表示することができます。

特例認定の表示
〈法第8条の2の3〉



防火優良認定証

オーナー等からの
認定申請

消防長または
消防署長からの**検査**

認定(点検・報告を
3年以内に限り免除)

お問い合わせ先



大洋理研防災株式会社

〒593-8328 大阪府堺市西区鳳北町6丁322番地3

TEL.072-264-5019 (代) FAX.072-261-9019

E-mail taiyori ken@fork.ocn.ne.jp